

ID: 230

担当部署: 上下水道課

<b>処分の概要</b>	負担金の徴収		
<b>例規名 根拠条項</b>	聖籠町下水道事業受益者負担に関する条例 第6条第1項		
<b>例規番号</b>	平成10年 条例第27号		
<p><b>【根拠条文】</b>                      (負担金の賦課)                      第六条 管理者は、前条第一項の告示の日現在における当該告示のあつた賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第四条の規定により算出した負担金の額を定め、これを賦課するものとする。ただし、国又は地方公共団体が公共の用(道路、公園及び河川等)に供し、又は供することを予定している土地については、賦課しないものとする。</p> <p>2 前項の負担金の賦課は、前条第一項の告示の日の翌日から起算して五年を経過した日以後においては、することができない。</p> <p>3 管理者は、第一項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該負担金の額及びその納期等を受益者に通知しなければならない。</p>			
<p><b>【基準】</b>                      根拠条文及び第4条の規定による。                      (受益者の負担金の額)                      第四条 受益者が負担する負担金の額は、当該受益者が次条第一項の規定による告示の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で同項の規定により告示された区域内の面積に、別表に定める一平方メートル当たりの負担金額を乗じて得た額とする。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成 22 年 4 月 1 日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日